

## 新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入を促進し、工場の安定的な電力確保並びに本市産業の持続可能な成長及び競争力強化を図るため、工場へ太陽光発電設備及び蓄電池システムを導入する費用並びに工場へ太陽光発電設備を設置するために必要な工事費用に対し、予算の定めるところにより、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 市内に所在又は建設する、製造業又は新聞業若しくは出版業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業又は新聞業若しくは出版業をいう。）の用に直接供する建物及び構築物並びに当該建物及び構築物を有する土地をいう。
- (2) 太陽光発電設備 工場に新たに設置する太陽光エネルギーを電力に変換する設備（以下「太陽電池モジュール」という。）及び変換された電力を供給するために必要な設備（以下「太陽電池モジュール以外の設備」という。）をいう。
- (3) 蓄電池システム 太陽光発電設備とともに新たに設置し、太陽光発電設備により発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電力を蓄え、停電時や電力需要のピーク時に必要に応じて電力を活用することができるシステムをいう。
- (4) 需要家 工場で電力を利用する者又は工場の電力利用契約を締結する者をいう。
- (5) 発電事業者 第三者保有モデルにより、需要家が自ら所有する工場に、太陽光発電設備及び蓄電池システム又は太陽光発電設備のみを設置し、発電された電力を需要家に供給するサービスを提供する事業者をいう。
- (6) 自己保有モデル 需要家が自ら所有する工場へ、自己の負担により、太陽光発電設備及び蓄電池システム又は太陽光発電設備のみを設置し、所有及び維持管理を行う仕組みをいう。
- (7) 第三者保有モデル 需要家が所有する工場へ、発電事業者の負担により、発電事業者が太陽光発電設備及び蓄電池システム又は太陽光発電設備のみを設置し、所有及び維持管理を行い、需要家はその太陽光発電設備及び蓄電池システム又は太陽光発電設備により発電された電力の自家消費量分を電気料金として発電事業者を支払う仕組みをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 取得・設置事業 需要家が自ら所有する工場に、別表第1に掲げる補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）を取得し設置する事業。
- (2) 改修事業 取得・設置事業を行うにあたり、需要家が自ら所有する工場に、別表第2に掲げる補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を実施する事業。

2 補助対象事業は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 別表第1に掲げる太陽光発電設備により発電した電力及び別表第1に掲げる蓄電池システムにより蓄えられた電力が、需要家が自ら所有する工場において消費されること。
- (2) 補助対象事業が令和6年1月31日までに完了すること。
- (3) 自己保有モデル又は第三者保有モデルにより取得・設置事業を行うこと。
- (4) 自己保有モデルにより取得・設置事業を行う場合、10年間以上継続して補助対象設備による発電事業を行うこと。
- (5) 第三者保有モデルにより取得・設置事業を行う場合、需要家と発電事業者間で締結するサービス契約について、10年間以上の契約を締結することとし、補助金額の5分の4以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されること。
- (6) 国又は地方公共団体の制度により、同一の補助対象設備及び補助対象工事に係る補助金の交付を受ける場合、補助対象事業としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び限度額は、別表第3のとおりとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の者とする。

- (1) 取得・設置事業を自己保有モデルにより行う場合、取得・設置事業及び改修事業のいずれも需要家とする。
  - (2) 取得・設置事業を第三者保有モデルにより行う場合、取得・設置事業にあつては発電事業者、改修事業にあつては需要家とする。
- 2 前項に掲げる補助対象事業は、次の要件をいずれも満たす者とする。
- (1) 市税を滞納していないこと。
  - (2) 国、地方公共団体ではないこと。
  - (3) その他法令に違反していないこと。
- 3 需要家が、工場の電力利用契約を締結する者である場合は、次のいずれかを満たす者を補助対象事業者とする。
- (1) 工場で電力を利用する者と電力費用負担に関する契約を締結していること。
  - (2) 工場で電力を利用する者と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の5の規定による支配関係にあること。

(補助金の交付申請)

第6条 取得・設置事業又は改修事業に関する補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 取得・設置事業の申請者は、前項に規定する補助金交付申請書に別表第4に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。
- 3 改修事業の申請者は、第1項に規定する補助金交付申請書に別表第5に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

4 市長は、補助対象事業の内容により必要がないと認める場合は、同条第2項又は第3項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請書の提出があった者に通知するものとする。

2 前項の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業に係る経理を、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存すること。

(補助対象事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書(別記様式第3号)その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、その変更の内容が補助対象経費の変更で、その経費が変更前の10パーセント以内の額の減額変更については、補助金交付実績報告書(兼変更届出書)(別記様式第5号)その他市長が必要と認める書類を添付して、第9条第1項に規定する補助対象事業の実績報告とともに届け出なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助対象事業変更承認通知書(別記様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助対象事業の実績報告)

第9条 取得・設置事業に関する補助事業者は、補助金交付実績報告書(兼変更届出書)(別記様式第5号)に別表第4に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期限までに市長に提出しなければならない。

2 改修事業に関する補助事業者は、補助金交付実績報告書(兼変更届出書)(別記様式第5号)に別表第5に掲げる提出書類その他市長が必要と認める書類を添付して、同表に定める報告期限までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の報告書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記様式第6号)により補助事業者へ通知した後、これを交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が別表第6に規定する事由のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。ただし、別表第6に規定するいずれかの事由に該当する場合であっても、当該事由が補助事業者の責めに帰さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後及び補助金の交付後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書(別記様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合は、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 補助対象事業により取得した設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第9号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書（別記様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助対象事業により取得した設備は、当該補助対象事業の完了後も台帳を設け、保管状況を明らかにするとともに、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けに供することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、補助事業者が、あらかじめ市長の承認を受けたとき又は当該補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、当該設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））を経過した日のいずれか早い日を経過したときはその限りではない。

（報告又は調査）

第14条 市長は、補助金の交付に関し必要がある場合は、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができる。

2 市長は、補助金交付後の効果測定のために、補助事業者に対し、補助金を交付した月の属する補助事業者の会計年度から3期分の決算書並びに補助対象設備の導入前1年間の電気料金及び補助対象設備の導入後3年間の電気料金を確認できる資料の提出を求めることができる。

（地位の承継）

第15条 補助事業者が、次のいずれかの事由に該当する場合は、当該設備の譲受人は、市長の承認を得て、補助事業者の地位を承継することができる。

（1）取得・設置事業の補助事業者が、工場で電力を利用する需要家で、当該需要家と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の5の規定による支配関係にある者へ譲渡する場合。

（2）取得・設置事業の補助事業者が、第5条第3項に規定する需要家で、工場で電力を利用する者へ譲渡する場合。

2 補助事業者について相続、合併又は分割（それぞれ補助対象事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、補助事業者の地位を承継することができる。

3 第1項及び第2項の規定により、補助事業者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ補助対象事業承継承認申請書（別記様式第11号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助対象事業の承継を適当と認めるときは、補助対象事業承継承認通知書（別記様式第12号）により当該事業者へ通知す

るものとする。

(情報の公表)

第16条 市長は、補助事業者に係る次の事項についていずれも公表できるものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 自己保有モデルにあつては、補助対象事業者名及び太陽光発電設備を設置した工場の所在地。

(2) 第三者保有モデルにあつては、補助対象事業者名、工場で電力を使用する者及び太陽光発電設備を設置した工場の所在地。

(3) 当該補助金を交付したこと。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	(1) 工場の電気設備に連系され、発電される電力が全量当該工場において使用されるもの (2) 太陽光発電設備のシステム容量が100kW以上であるもの
蓄電池システム	(1) 太陽光発電設備により発電した電力を繰り返し蓄え、分電盤を通じて工場の電力として使用するために、必要な機能を有するもの (2) 太陽光発電設備と同等程度のシステム容量を蓄電できる機能を有するもの

## 備考

- 1 表中の「システム容量」とは、太陽電池モジュールの公称最大出力に太陽電池モジュールの枚数を掛け合わせた値をいう。

別表第2（第3条関係）

補助対象工事	要件
工場の屋根へ太陽光発電設備を設置するのに必要な工事	既に市内で操業を開始している工場であること

別表第3（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額及び限度額
補助対象設備の取得費用及び設置に必要な工事費用	(1) 補助対象事業者が需要家のうち中小企業者 補助対象経費の1/2以内の額とし、3,000万円を限度額とする (2) 補助対象事業者が需要家のうち中小企業者以外の者 補助対象経費の1/3以内の額とし、3,000万円を限度額とする (3) 補助対象事業者が発電事業者 第三者保有モデルによるサービス契約を締結する需要家に応じ、上記(1)又は(2)の補助金の額及び限度額とする
補助対象工事の施工に必要な費用	(1) 補助対象事業者が中小企業者 補助対象経費の2/3以内の額とし、500万円を限度額とする (2) 補助対象事業者が中小企業者以外の者 補助対象経費の1/2以内の額とし、500万円を限度額とする

## 備考

- 1 表中の「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- 2 上表の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4（第6条、第9条関係）

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
事業着手日の前日	(1) 事業計画書（別記様式第13号） (2) 取得予定の設備の明細書及び取得予定額を明らかにする書類 (3) 取得予定設備の設置に必要な工事の明細書及び工事予定額を明らかにする書類 (4) 補助対象事業実施予定場所の現況写真 (5) 第三者保有モデルにより実施する場合にあっては、需要家と締結する契約書の案（写し） (6) 第5条第3項に該当する場合にあっては、該当することを証する書類 (7) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (8) 最新の決算書（写し）又は確定申告書（写し） (9) 市税の納税証明書 (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	事業完了日から30日以内又は令和6年2月末日までのいずれか早い日	(1) 取得した設備の納入日を明らかにする書類 (2) 事業に要した費用の請求書及び支払いを証する書類 (3) 補助対象事業の完了を示す写真 (4) 自己保有モデル又は第三者保有モデルにて発電を開始したことを証する書類 (5) 第三者保有モデルにより実施した場合にあっては、需要家と締結した契約書（写し） (6) 第三者保有モデルにより実施した場合にあっては、補助金額の5分の4以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されたことを証する書類

備考

- 1 表中の「事業着手日」とは、自己保有モデルにあっては、補助の対象となる太陽光発電設備又は蓄電池システムの発注日のうち、いずれか早い日、第三者保有モデルにあっては、需要家と発電事業者間でサービス契約を締結する日をいう。
- 2 表中の「事業完了日」とは、補助対象設備の納品・設置及び補助対象工事が完了し、発電を開始した日を含む当該月の電気料金の請求日をいう。

別表第5（第6条、第9条関係）

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
事業着手日の前日	(1) 事業計画書（別記様式第14号） (2) 工事請負契約書の案(写し) (3) 工場配置図（案）及び設計図（案） (4) 補助対象事業実施予定場所の現況写真 (5) 第5条第3項に該当する場合にあっては、該当することを証する書類 (6) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し (7) 最新の決算書（写し）又は確定申告書（写し） (8) 市税の納税証明書 (9) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	取得・設置事業完了日から30日以内又は令和6年2月末日までのいずれか早い日	(1) 工事請負契約書（写し） (2) 工事配置図及び設計図 (3) 工事費の請求書及び支払いを証する書類 (4) 工事又は物件の引き渡しの完了を明らかにする書類 (5) 補助対象事業の完了を示す写真 (6) 取得・設置事業の完了を示す写真

備考

- 表中の「事業着手日」とは、補助対象工事施工契約締結日をいう。

別表第6（第11条関係）

事由	返還額の計算式
(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定、額の確定又は交付を受けたとき (2) 正当な理由なく規則第12条又は規則第15条第1項の規定による市長の指示に従わなかったとき (3) 正当な理由なく事業の施行を著しく遅延させたとき (4) 市税の納付を怠ったとき (5) その他事業の施行に関し、法令及び例規の規定に違反したとき	補助金額×100%
(6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき	補助金額×[(10年間－経過月数) / 10年間]

備考

- 表中の「経過月数」とは、補助金を交付した月から左欄に掲げる事実を確認した月までの期間をいう。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

補助金交付申請書

新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第6条の規定に基づく下記の事業における補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の名称※	<input type="checkbox"/> 取得・設置事業 <input type="checkbox"/> 改修事業
------------	--

※該当するものに✓を入れてください。

別記様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第6条の規定による交付申請について、同要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
交付条件	

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金事業の内容を変更したいので、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更理由		

別記様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

補助対象事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第8条第1項の規定による補助対象事業変更承認申請について、同条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更条件		

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

報告者 名称

代表者名

補助金交付実績報告書（兼変更届出書）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金事業を完了したので、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第9条第1項又は第2項の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金事業について、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
確定額	

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金事業について、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
交付決定額	
交付決定取消額	
取消理由	

別記様式第8号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

補助金返還命令書

年 月 日付けで金額の確定した新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金事業について、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

補助対象事業の名称	
交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
返 還 額	
返 還 期 限	
返 還 理 由	

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金事業について、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分理由	

別記様式第10号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第13条第1項の規定による承認申請について、同条第2項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

記

交付決定年月日 交付決定番号	年 月 日 第 号
処分予定年月日	年 月 日
処分事項	
処分条件	

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地

申請者 名称

代表者名

補助対象事業承継承認申請書

下記のとおり新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金の交付決定を受けた者としての地位を承継したいので、新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第15条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定年月日	年 月 日	
交付決定番号	第 号	
譲渡人	名称	
	所在地	
譲受人	名称	
	所在地	
承継	年月日	
	事由	

添付書類

- 1 補助金の交付決定を受けた事業の譲受人にあつては、当該事業の譲渡を証する書類
- 2 相続人にあつては、戸籍謄本（相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により補助金の交付決定を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定されたものにあつては、戸籍謄本及びその全員の同意書）
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

別記様式第12号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当 )

補助対象事業承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱第15条第3項の規定による承認申請について、同条第4項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日	
交付決定番号	第 号	
承 継 前 補 助 事 業 者	名 称	
	所在地	
承 継 後 補 助 事 業 者	名 称	
	所在地	
承 継	年月日	
	名 称	

事業計画書

1. 申請者の概要

補助対象事業者の区分※1		<input type="checkbox"/> 需要家		<input type="checkbox"/> 発電事業者	
法人名又は個人名					
代表者名					
所在地					
資本金又は出資額					
従業員数					
他制度の利用※1・※2		<input type="checkbox"/> 利用する		<input type="checkbox"/> 利用しない	
(需要家の場合) 工場で電力を 利用する者の業種※3		大分類			
		中分類			
		小分類			
担当者	担当者	役職		氏名	
連絡先	電話			メール	

※1：該当するものに✓を入れてください。

※2：国、地方公共団体又は公共的団体の制度により、同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受ける場合は、補助対象となりません。

※3：統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をご確認ください。

2. 現状分析

工場の沿革	
顧客や市場の動向等	【主要顧客】
	【市場動向】
	【競合の動向】
工場での 製造品目・名称等	

### 3. 事業概要

#### (1) 計画の概要

工場の所在地			
工場の所有者			
種別※ <sub>1</sub>	<input type="checkbox"/> 自己保有モデル		<input type="checkbox"/> 第三者保有モデル
	第三者保有 モデルの場合	契約締結予定日	年 月 日
		契約満了予定日	年 月 日
		契約満了後の 補助対象設備の 取り扱い※ <sub>1</sub>	<input type="checkbox"/> 無償譲渡 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他 (                      )
事業期間 (予定)	発注又は契約締結予定日	年 月 日	
	完了予定日※ <sub>2</sub>	年 月 日	
電気料金	補助金の交付申請をする日の 直近の電気料金単価	円/kWh	
	電力の自家消費量 (見込み)	kWh/月	
	第三者保有モデルを活用した場合		
	補助金の交付を受けない場合の 電気料金単価 (見込み)	円/kWh	
	補助金の交付を受ける場合の 電気料金単価 (見込み)	円/kWh	

※<sub>1</sub> : 該当するものに✓を入れてください。

※<sub>2</sub> : 補助対象設備の納品・設置及び補助対象工事が完了し、発電を開始した日を含む当該月の電気料金の請求日

#### (2) 取得する補助対象設備の概要

取得する設備※	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池システム		
太陽光発電設備を取得する場合			
太陽電池モジュールの 公称最大出力	k W	太陽電池モジュールの枚数	枚
太陽電池モジュール 以外の設備の有無※	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	有の場合、 取得する設備を ご記載ください		
蓄電池システムを取得する場合			
蓄電できる容量	k W		

※該当するものに✓を入れてください。

(3) 取得する補助対象設備の設置に必要な工事の概要

設置に必要な工事の有無※	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
有の場合							
工事期間	年	月	日	～	年	月	日

※該当するものに✓を入れてください。

4. 補助対象事業に要する経費

(1) 支出予算表

区分		金額 (円)	積算内訳
1	補助対象設備の 取得費用		
2	補助対象設備の 設置に必要な 工事費用		
合 計			

※積算内訳は可能な限り詳細に記入してください。目的が事業内容にそぐわない場合、補助対象とならない可能性があります。

(2) 収入予算表

区分		金額 (円)
1	自己資金	
2	借入金	
3	その他 ( )	
合 計		

※合計の金額は、「(1) 支出予算表」の合計の金額と一致するように記載してください。

事業計画書

1. 申請者の概要

法人名又は個人名					
代表者名					
所在地					
資本金又は出資額					
従業員数					
他制度の利用※1・※2		<input type="checkbox"/> 利用する		<input type="checkbox"/> 利用しない	
工場で電力を利用する者の業種※3		大分類			
		中分類			
		小分類			
担当者	担当者	役職		氏名	
連絡先	電話			メール	

※1：該当するものに✓を入れてください。

※2：国、地方公共団体又は公共的団体の制度により、同一の補助対象工事に係る補助金の交付を受ける場合は、補助対象となりません。

※3：統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をご確認ください。

2. 現状分析

工場の沿革	
顧客や市場の動向等	【主要顧客】
	【市場動向】
	【競合の動向】
工場での製造品目・名称等	

### 3. 事業概要

工場の所在地	
工場の所有者	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

### 4. 実施を予定する取得・設置事業

#### (1) 主な概要

実施予定の取得・ 設置事業の種別※1	<input type="checkbox"/> 自己保有モデル		<input type="checkbox"/> 第三者保有モデル		
	第三者保有 モデルの場合	契約予定の相手方			
		契約締結予定日	年	月	日
		契約満了予定日	年	月	日
		契約満了後の 補助対象設備の 取り扱い※1	<input type="checkbox"/> 無償譲渡 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
事業期間 (予定)	発注又は契約締結予定日		年	月	日
	完了予定日※2		年	月	日

※1：該当するものに✓を入れてください。

※2：補助対象設備の納品・設置及び補助対象工事が完了し、発電を開始した日を含む当該月の電気料金の請求日

#### (2) 取得する補助対象設備の概要

取得する設備※	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> 蓄電池システム	
太陽光発電設備を取得する場合				
太陽電池モジュールの 公称最大出力	k W	太陽電池モジュールの枚数	枚	
太陽電池モジュール 以外の設備の有無※	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	有の場合、 取得する設備を ご記載ください			
蓄電池システムを取得する場合				
蓄電できる容量	k W			

※該当するものに✓を入れてください。

(3) 取得する補助対象設備の設置に必要な工事の概要

設置に必要な工事の有無※	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
有の場合		
工事期間	年	月 日 ~ 年 月 日

※該当するものに✓を入れてください。

4. 補助対象事業に要する経費

(1) 支出予算表

区分		金額 (円)	積算内訳
1	補助対象工事に 要する費用		
2	その他工事費用		
合 計			

※積算内訳は可能な限り詳細に記入してください。目的が事業内容にそぐわない場合、補助対象とならない可能性があります。

(2) 収入予算表

区分		金額 (円)
1	自己資金	
2	借入金	
3	その他 ( )	
合 計		

※合計の金額は、「(1) 支出予算表」の合計の金額と一致するように記載してください。